注記（重要な会計方針等）

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（国立大学法人会計基準等検討会議平成24年１月25日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省日本公認会計士協会平成24年３月30日最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、プロジェクト研究の一部については業務達成基準を、文部科学省が指定する特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金については文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

法人税法に基づく耐用年数を採用、受託研究等収入により購入した償却資産については当該受託研究等期間を耐用年数としている。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　　物	７～50年
構 築 物	２～49年
工具器具備品	１～15年
船　　舶	10～14年
車両運搬具	４～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいている。

３．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

４．返還免除引当金の計上基準

将来の看護学生奨学金の返還免除による損失に備えるため、返還免除の実績率により回収不能見込額を計上している。

（会計方針の変更）

従来、看護学生奨学金に係る会計処理は採用費で計上していたが、当事業年度より長期貸付金及び返還免除引当金での計上へ変更した。これは、看護学生奨学金の返還が増加していることを鑑み、実態をより反映させるためである。これにより、経常利益は7,369千円増加し、当期純損失は同額減少している。また、控除後長期貸付金は同額増加している。なお、セグメントに与える影響は、当該個所に記載している。

５．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため賞与引当金は計上しない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

６．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しない。

但し、運営費交付金により財源措置がなされない教職員については退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額により計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品及び診療材料

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

但し、当分の間、評価方法は最終仕入原価法による。

貯蔵品

評価基準　原価法

評価方法　最終仕入原価法

９．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

0.985％（平成24年３月31日における10年もの国債の利回り（10年国債（新発債）の利回り））で計算している。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりである。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　37,440千円

⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　532,300千円

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

12．会計方針の変更

非特定償却資産の減損処理

特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）以外の償却資産（取得時に資産見返負債を計上している資産を除く）については、前事業年度まで、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額を損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上することとしておりましたが、国立大学法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、減損損失の科目により臨時損失として計上する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当期純損失が215,356千円増加し、資本剰余金（損益外減損損失累計額）（借方）が同額減少しております。

なお、国立大学法人等業務実施コストに与える影響はありません。